地方独立行政法人法（抄）

（地方独立行政法人評価委員会）

第１１条　設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

２　評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　第８条第４項、第２５条第３項、第２８条第４項、第３０条第２項、第４２条の２第５項、第４４条第２項、第４９条第２項（第５６条第１項において準用する場合を含む。）、第６７条第２項、第７８条第４項、第７９条の２第２項、第８７条の８第４項又は第８７条の１０第４項の規定により設立団体の長に意見を述べること。

二　第７８条の２第１項の規定により第６８条第１項に規定する公立大学法人（次号において「公立大学法人」という。）の業務の実績を評価すること。

三　第７８条の２第４項の規定により公立大学法人に勧告すること。

四　第１０８条第２項の規定により同条第１項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

五　第１１２条第２項の規定により同条第１項に規定する関係設立団体の長に意見を述べること。

六　その他この法律又は条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

３　評価委員会は、前項第１号、第４号又は第５号の意見を述べたときは、その内容を公表しなければならない。

４　第２項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

第８条第４項	特定地方独立行政法人を一般地方独立行政法人に変更する際の意見
第２５条第３項	中期目標の作成・変更の際の意見
第２８条第４項	中期目標期間における業務の実績を評価する際の意見
第３０条第２項	中期目標期間の終了時の事務事業及び組織全般にわたる検討をする際の意見
第４２条の２第５項	出資等に係る不要財産の納付について認可する際の意見
第４４条第２項	重要な財産の処分について認可する際の意見
第４９条第２項	特定地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に対する意見
第５６条第１項において準用する第４９条第２項	一般地方独立行政法人の役員の報酬等の支給基準に対する意見
第６７条第２項	設立団体の数の減少に伴う財産の処分に対する意見
第７８条第４項	公立大学法人の中期計画の作成・変更について認可する際の意見
第７９条の２第２項	公立大学法人の中期目標期間の終了時の事業業務及び組織全般にわたる検討をする際の意見
第８７条の８第４項	申請等関係事務処理法人の年度目標の作成・変更の際の意見
第８７条の１０第４項	申請等関係事務処理法人の規則で定める期間の最後の事業年度における業務運営の改善及び効率化について評価する際の意見
第７８条の２第１項	公立大学法人の各事業年度に係る業務の実績等の評価
第７８条の２第４項	公立大学法人に対する業務運営の改善勧告
第１０８条第２項	吸収合併を行う関係設立団体の長に対する意見
第１１２条第２項	新設合併を行う関係設立団体の長に対する意見